

第一部 国際社会の法的構造 私人

個人の国際法上の地位

私人の国際法主体性 前提としての議論

国際法主体性 一般的定義 国連損害賠償事件 判例 p. 99

私人にまつわる問題 田畑コピー

通説的理解 国際的手続の存在

批判 ・理論的難点

・実践的難点

戦後補償裁判例をめぐって

1. 個人の権利の存在

イギリス・オランダ元捕虜事件（オランダ）1685 判時 3 判例 p. 535

フィリピン性奴隷事件 資料

731部隊・南京大虐殺事件 資料

かつての通説は崩壊しつつある。

2. 国家による請求権放棄

・国が国民の請求権も放棄した？

・外交的保護権のみの放棄？

日本の立場

政府の立場 外交的保護権のみの放棄

堀本事件 東京高裁 1959年4月8日 資料

在日韓国人元日本軍属障害年金訴訟 東京高判 1998.9.29. 1659 判時 35

在日韓国人従軍慰安婦戦後補償請求事件 東京高判 2000.11.30 資料

アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟 東京地判 2001.3.26. 判例集未登載

オランダ人捕虜賠償訴訟 東京高裁判決 資料

私見

大いに問題あり

なぜ国際法上の請求権でないのか？

政府見解 そもそも、国際法上の個人の請求権なるものはない

結局、個人が国際法上の権利を持ち得るかどうか問題

まとめ

ウラへ

個人が権利を持つ場合 国際法上の人権

流れ

- 背景 ・平和維持に不可欠との認識
- ・イデオロギーの影響

1948 世界人権宣言 1950 ヨーロッパ人権条約 1966 国際人権規約

分野別・地域別の条約

1951 難民条約 1966 難民議定書

1965 人種差別撤廃条約 1979 女子差別撤廃条約 1989 子どもの権利条約

「国際」人権の特質 多元的社会・文化を前提

- ・人権の内容に関する東西対立
- ・実施義務に関する南北対立
- ・70年代終わり頃から新たな南北対立

哲学論争と国際法学

国際人権の実施手続き

当事国報告制度 自由権規約40条など

その実効性

- ・委員会の意見に法的拘束力はない
- ・政治的圧力
- ・問題点

国家通報制度 自由権規約41条など

個人通報制度 自由権規約第一選択議定書など

その意義

日本はなぜ批准しない？

裁判制度 ヨーロッパ人権条約・米州人権条約

個人が義務を負う場合 「国際犯罪」

伝統的三分類

国際法上の国際犯罪

- ・国際社会の法益侵害を理由とする処罰
- ・構成要件が国際法により規定

どういう手続になるか？ 9月11日のテロ事件を例に

犯罪人引渡 犯罪鎮圧のための国際協力制度

義務づけられる場合の規則

- 双方可罰性・特定主義・政治犯不引渡
- 政治犯不引渡は義務か